

インターネットプロトコル衛星移動パケット通信端末等の接続の技術的条件

(令和元年 11 月 18 日 RD 戦第 449 号)

(目的)

第 1 条 この条件は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 52 条第 1 項、第 70 条第 1 項及び端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）第 35 条（同規則第 36 条で準用する場合を含みます。）の規定に基づき、インターネットプロトコル衛星移動パケット通信端末等の接続の技術的条件を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条件で使用する用語の解釈については、次の定義に従う。

- インターネットプロトコル衛星移動パケット通信用設備
インターネットプロトコルにより通信衛星を利用して、主としてデータを伝送交換する電気通信役務の用に供する電気通信回線設備であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するもの。
- インターネットプロトコル衛星移動パケット通信端末等
株式会社NTTドコモのインターネットプロトコル衛星移動パケット通信用設備に接続する端末設備又は自営電気通信設備。

(基本機能)

第 3 条 インターネットプロトコル衛星移動パケット通信端末等は、次の機能を備えていなければならない。

- 発信を行う場合にあつては、発信を要求する信号を送出するものであること。
- 応答を行う場合にあつては、応答を確認する信号を送出するものであること。
- 通信を終了する場合にあつては、パケットチャネルを切断する信号を送出するものであること。

(送信タイミング)

第 4 条 衛星移動パケット通信端末等は、送信を行う場合にあつては、次の条件に適合する送信タイミングで送信する機能を備えなければならない。

- インターネットプロトコル衛星移動パケット通信用設備から受信したフレームに同期させ、かつ、インターネットプロトコル衛星移動パケット通信用設備から指定されたサブフレームにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始の時の偏差は±130ナノ秒の範囲であること。

(ランダムアクセス制御)

第 5 条 インターネットプロトコル衛星移動パケット通信端末は、次の条件に適合するランダムアクセス制御（複数の衛星移動パケット通信端末等からの送信が衝突した場合、再び送

信が衝突することをさけるために各衛星移動パケット通信端末等がそれぞれ不規則な遅延時間の後に再び送信することをいう。以下同じ。)を行う機能を備えなければならない。

- (1) インターネットプロトコル衛星移動パケット通信用設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、1063 サブフレーム以内のインターネットプロトコル衛星移動パケット通信用設備から指定された時間内にインターネットプロトコル衛星移動パケット通信用設備から送信許可信号を受信した場合は、送信許可信号を受信した時から、インターネットプロトコル衛星移動パケット通信用設備から指定された 526 サブフレーム以降で最初に送信可能なサブフレーム又はその次に送信可能なサブフレームに情報の送信を行うこと。
- (2) (1)において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び(1)の動作を行うこととする。この場合において、再び(1)の動作を行う回数は、インターネットプロトコル衛星移動パケット通信用設備から指示される回数を超えず、かつ、200 回を超えないこと。

(タイムアラインメント制御)

第6条 インターネットプロトコル衛星移動パケット通信用設備からの指示に従い送信タイミングを調整する機能を有すること。

(端末設備等規則の準用)

第7条 インターネットプロトコル衛星移動パケット通信端末等については、端末設備等規則第22条第2号、第23条及び第26条から第28条までに規定する機能と同等の機能を備えること。

(特殊な衛星移動パケット通信端末等)

第8条 インターネットプロトコル衛星移動パケット通信端末で、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、端末設備等規則第32条の24第1項の規定を適用しない。